

令和7年度採用 第4回

島田市立総合医療センター 会計年度任用職員募集案内

職種区分：技能労務

◆受付期間 令和7年3月3日(月)より随時

◇郵送での提出を受け付けます。

◆受験申込手続 1ページ以降をご覧ください。

◆問い合わせ及び申込書提出先

島田市立総合医療センター 病院総務課
〒427-8502 島田市野田1200番地の5
TEL (0547) 35-2111 (代表)

◆新病院について 市立島田市民病院は、令和3年5月に新病院へ移転し、「島田市立総合医療センター」に名称が変わりました。

※島田市の「嘱託員・臨時職員」制度は、令和2年4月1日より「会計年度任用職員」制度に移行しました。

1 職種区分及び採用予定人員等

※今後の予算状況等により、採用予定人数が変更される場合があります。

※島田市立総合医療センター病院総務課または島田市立総合医療センターホームページ上で、各業務の詳細（募集案内別表）が閲覧できます。

※「フル」とは、フルタイム会計年度任用職員（週の勤務時間が38時間45分）、「パート」とは、パートタイム会計年度任用職員（週の勤務時間が38時間45分未満）のことをいいます。

職種区分	番号	職種または業務内容	フル・パート	人数	所管部署等
D 技能労務	41	病棟看護補助業務	フル	フル 若干名 パート 若干名	看護部
	42	病棟看護補助業務	パート		
	43	一般外来看護補助業務	フル		
	44	一般外来看護補助業務	パート		

※採用日は原則1日付けです。

2 応募資格

- (1) 全職種共通 年齢・性別・学歴・国籍 不問
- (2) 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 島田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募手続

- (1) 応募受付期間及び提出書類

申込受付期間	令和7年3月3日より随時募集 (応募者多数の場合は早めに締め切ることがありますのでご注意ください) ※各月の10日までに申込書を提出いただいた場合は、面接実施後、翌月1日付け以降の採用となります。各月の11日以降に申込書を提出いただいた場合は面接実施後、翌々月1日付け以降の採用となります。(採用日は原則1日付) ※採用月に関しては応相談
提出書類	採用試験申込書

- (2) 採用試験申込書は、記入例に沿って御記入ください。

- (3) 採用試験申込書の希望業務欄には、「職種区分」の記号と、「職種又は業務内容」の番号を記入してください。

- (4) 採用試験申込書は、郵送してください。
- (5) 応募者に対して、受付番号を記載したハガキを発送します。
- (6) 採用試験申込書の提出は、応募者1人につき1通としてください。

4 勤務条件等

所属や職種、勤務場所により、内容が異なる項目がありますので、詳細は募集案内別表をご覧ください。

項 目	内 容
任用期間 職種 職務内容 勤務日及び勤務時間 勤務場所 休日等 給与等	(募集案内別表のとおり)
休暇	1 年次有給休暇 任用開始から6か月後に付与(10日間を限度に1週間の勤務日数等により決定) 2 その他休暇 夏季休暇・結婚・忌引・病気・産前産後・介護等の休暇制度あり (付与条件等については、関係例規の規定による)
社会保険等	健康保険、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入
身分	1 一般職の地方公務員(非常勤) 2 地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限)が適用される
営利企業への従事等の制限	1 フルタイム会計年度任用職員は、許可が必要 2 パートタイム会計年度任用職員は、届出が必要

5 選考方法

(1) 選考区分

選考区分	選考内容
書類選考	採用試験申込書に基づく選考
個別面接	職務適性、コミュニケーション能力等についての個別面接

※ 個別面接の日程は任用開始日までに実施します。追って担当部署から連絡いたします。

(2) 評価方法

選考区分ごと評価基準に基づく採点をおこない、合計点により合格者を決定します。

6 合格者の発表

選考の結果は、合格者（採用内定者）の受付番号を病院ホームページに掲載します。

7 合格から採用まで

(1) 選考の合格者（採用内定者）は、職種ごとに採用内定者名簿（原則として令和6年度末まで有効）に登載し、その中から任命権者が採用者を決定します。

なお、この名簿からの採用は、原則として採用日以降ですが、組織及び予算編成の都合上、名簿に登載されても採用されない場合があります。

(2) 選考の不合格者は欠員補充者となり、欠員補充者名簿（原則として令和6年度末まで有効）に登載されます。採用予定数が充足できなかった場合や、年度途中で欠員が生じた場合には、欠員補充者の中から面接を行い、合格者（採用内定者）を決定することがあります。

(3) 次の場合は合格を取り消し、採用しません。

○受験資格がない場合や、採用申込書等の記載事項に虚偽又は不正があると判明した場合。

○免許、資格等を必要とする職種については、当該免許、資格等を取得していない場合や、当該免許、資格等が取り消されている場合、又は業務の停止を命じられている場合。

○実務経験を必要とする職種については、実務経験が確認できない場合。

(4) 応募者が採用予定数に満たなかった場合でも、選考の結果を受けて採用を行わないことがあります。

8 試験結果の開示

この採用選考の結果については、受験者本人に限り開示の請求をすることができます。

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	請求の方法
不合格者	○選考の得点及び順位	合格者発表日から1か月間 (土、日、祝日を除く。)	受験者本人が、下記書類を持参のうえ病院総務課へ請求してください。 【請求に必要なもの】 ・顔写真付の身分証明書

※電話、郵便等による請求は受け付けておりません。

※請求者が受験者本人であることを確認できる顔写真付きの身分証明書は、運転免許証・パスポート・学生証等です。

※開示する得点及び順位は、受験者本人分に限りです。

※島田市個人情報保護条例第4条第1項の規定により、以後の選考に著しい支障を及ぼすおそれがある項目については開示できません。

9 その他

- (1) 今後の予算状況等により、採用予定人数が変更される場合があります。
- (2) 提出書類及び面接試験時に取得した個人情報は、採用選考・採用事務及び採用後の人事管理以外の目的には一切使用しません。
- (3) 提出された書類は、返却いたしません。
- (4) 採用申込書類は必ず本人が作成してください。
- (5) この募集案内及び採用試験申込書は、当院ホームページからもダウンロードできます。採用試験申込書は両面印刷してください。